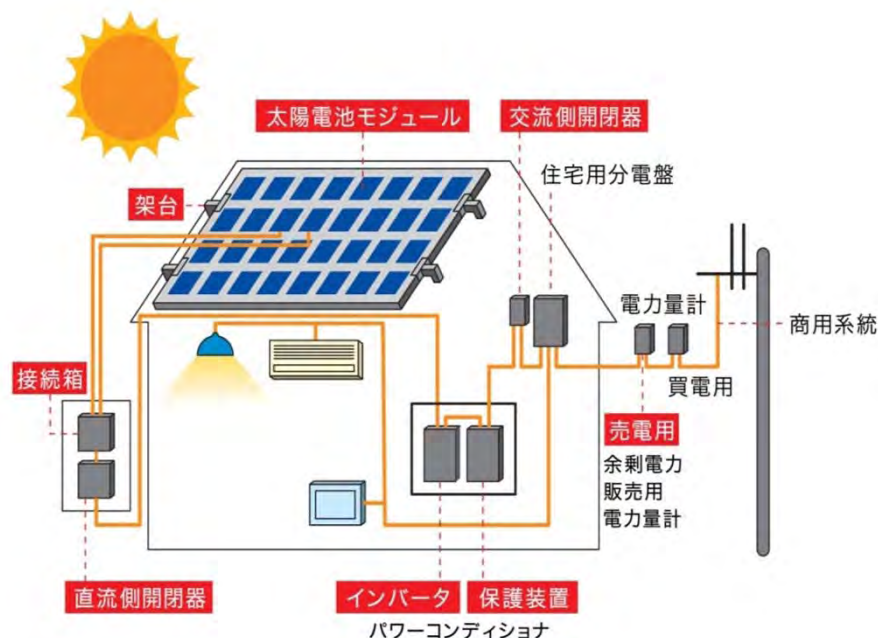


## 住宅太陽光発電に係る消費者保護に関する取り組み



資源エネルギー庁  
新エネルギー対策課

- 太陽光発電とは、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法。
- 太陽光発電システムは太陽電池モジュールや架台、パワーコンディショナー等からなるシステム品であり、住宅に設置する場合は工事が必要。住宅用では4kW程度の出力のものが一般的。
- 販売方法は、訪問販売による販売が多い(既築の場合)。  
※新築の場合はハウスメーカー経由が多い。  
※低価格化に伴い、最近では家電量販店などでも取り扱いが始まっている。
- 屋根に施工する必要があり、さらに系統連系する必要があるため、屋根工事、電気工事双方の知識・技術が必要



住宅用太陽光発電システムイメージ図

## (例) 4.0kWの場合(一般住宅の平均的な導入規模)

- ・必要となる敷地面積: 40㎡程度
- ・発電量: 約4,205kWh/年  
(試算式:  $4,205\text{kWh}/\text{年} = 4.0\text{kW} \times (24\text{h} \times 365\text{D}) \times \text{利用率}12\%$ )
- ・一般家庭の消費電力: 年間約3,600 kWh
- ・使用平均年数: 20年程度(法定耐用年数17年)
- ・コスト: 工事費込で約200万円程度

## (備考)

- ・「発電設備(kW)」は、水道管の「口径の大きさ」に相当
- ・「発電量(kWh)」は、水道管から出た「水の量」に相当

# 太陽光発電の導入支援制度について

## ○太陽光発電に係る政策の流れ

平成21年1月	住宅用太陽光発電に係る補助金の開始
平成21年11月	太陽光発電の余剰買取制度の開始
平成23年8月	「電気事業者により再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法」成立
平成24年7月	同法施行(再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始)

### 住宅用太陽光発電の補助金制度について

- 平成21年1月より開始。
- 住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して、定額の補助を実施。
- (平成23年度であれば、1キロワットあたり、4.8万円の補助を実施)

### ○補助の概要(平成23年度の場合)

補助金額: 4.8万円/kW

#### 【対象システム】

- ①出力: 10kW未満
- ②変換効率が一定以上のもの
- ③一定の品質・性能が一定期間確保されているもの
- ④kWあたりのシステム価格が60万円以下

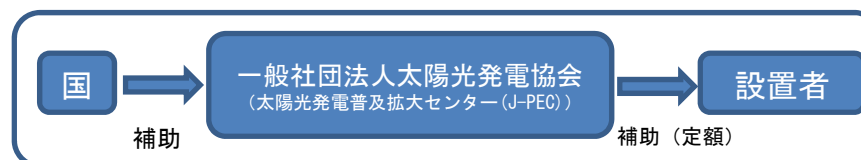
(参考)補助対象の平均出力: 約4kW

(4kWのシステムでは補助金額は19.2万円となる。)

### ○予算額(平成23年度)

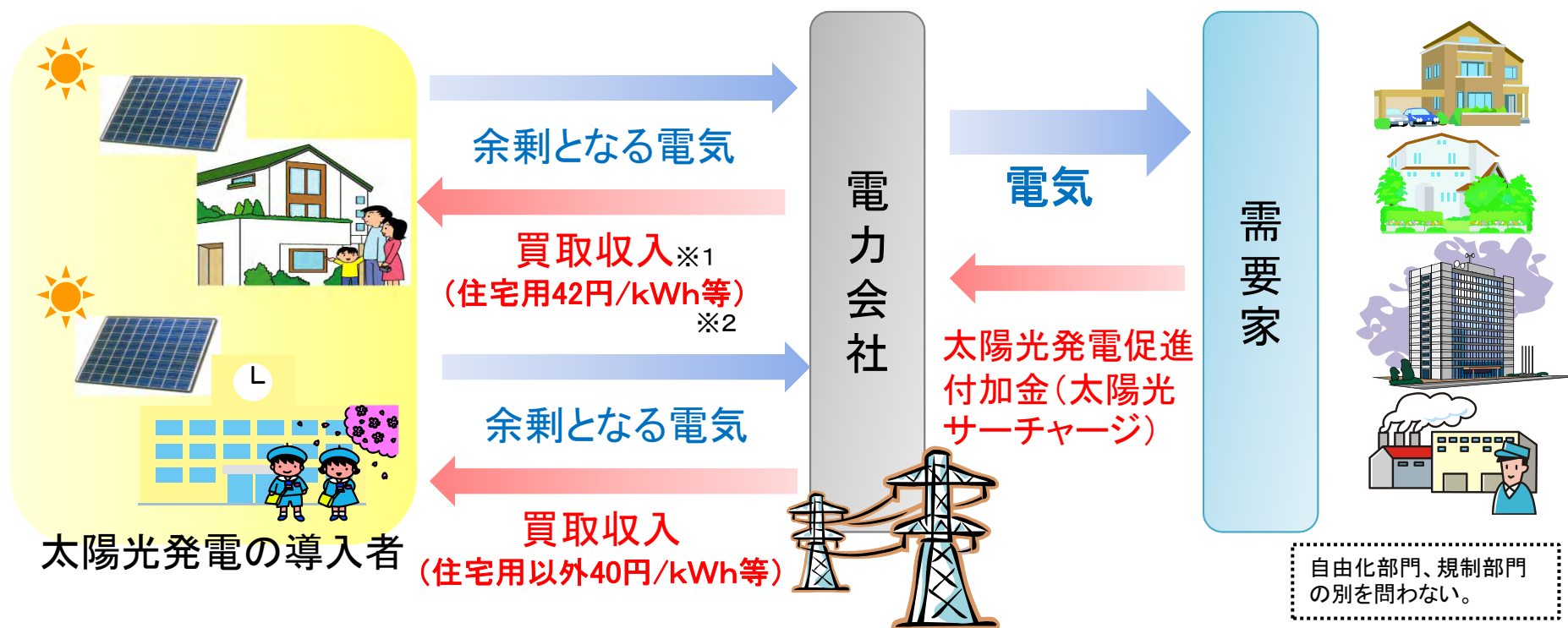
平成23年度本予算 349億円  
平成23年度第三次補正予算 870億円  
(基金造成により平成24年度以降も実施)

### ○事業スキーム



# 太陽光発電の余剰電力買取制度の概要

- 平成21年11月1日から開始。(従来は電力会社の自主的な買取)
- 太陽光発電システムで作られた電力のうち、余剰電力が買取対象。
- 買取期間は買取を開始した時点から10年間で、買取価格は買取開始の時点の額が
- 10年間固定。(※買取価格は毎年度見直す。住宅用(10kW未満)は42円/kWh(平成23年度の場合)。
- 負担額については、電力需要家全員が負担。



※1 買取収入は、電気料金(電力会社から購入する電気の料金)と相殺されるのではなく、買取収入として、別途、電力会社から振込が行われる。

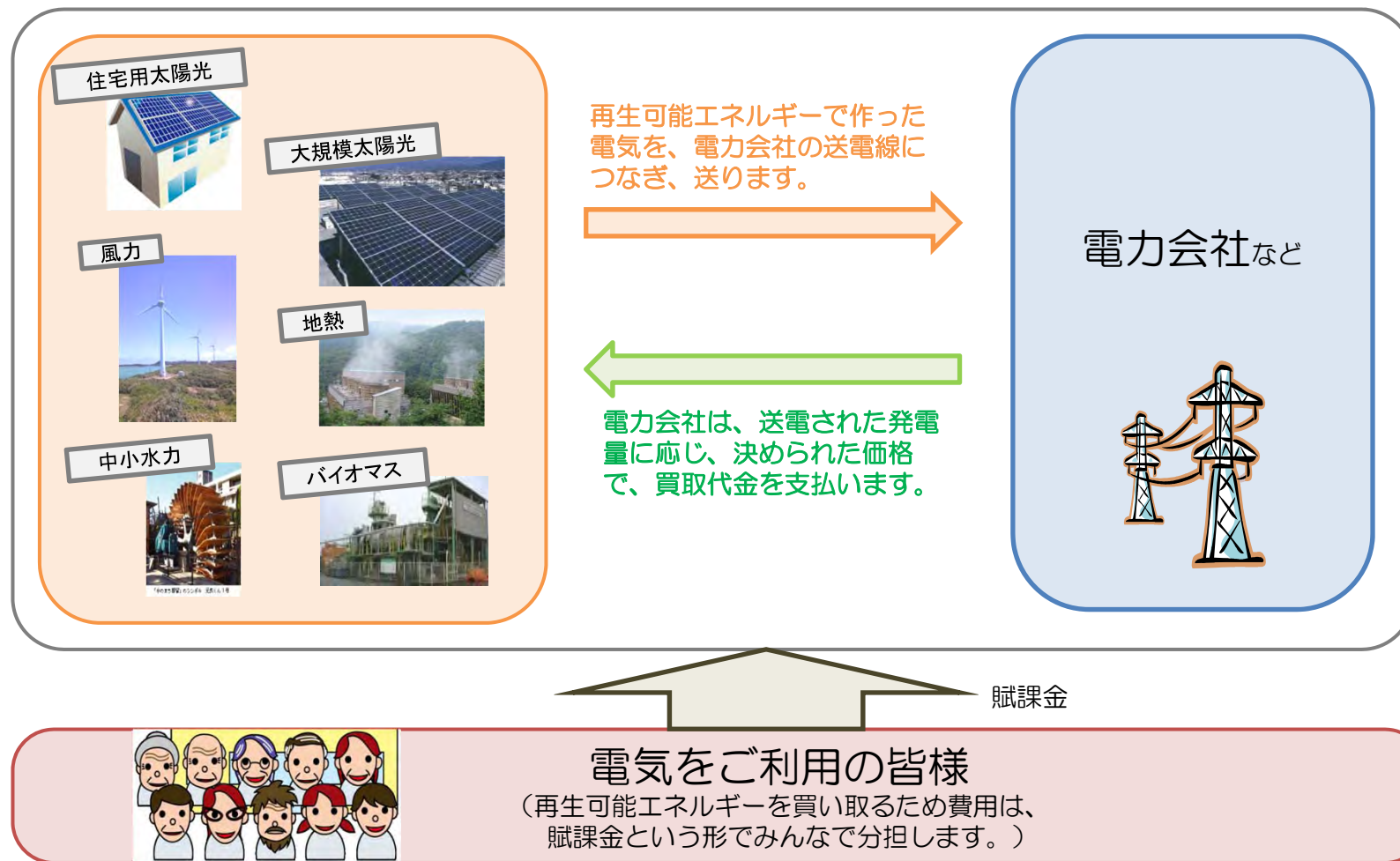
※2 平成23年度の買取価格は住宅用(10kW未満)は42円/kWh、それ以外は40円/kWh。

自家発電設備等を併設している場合は、それぞれ34円/kWh、32円/kWh。



# 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

- 平成24年7月1日より開始。
- 太陽光、風力など再生可能エネルギーによって発電した電力を、電力会社に、一定期間、一定の価格で、買い取るよう義務づけ。これにより、再生可能エネルギーの導入拡大を推進。
- 再生可能エネルギーを買い取る費用は、全国一律になるよう賦課金という形で、使用量に応じて電力需要家全員が負担。

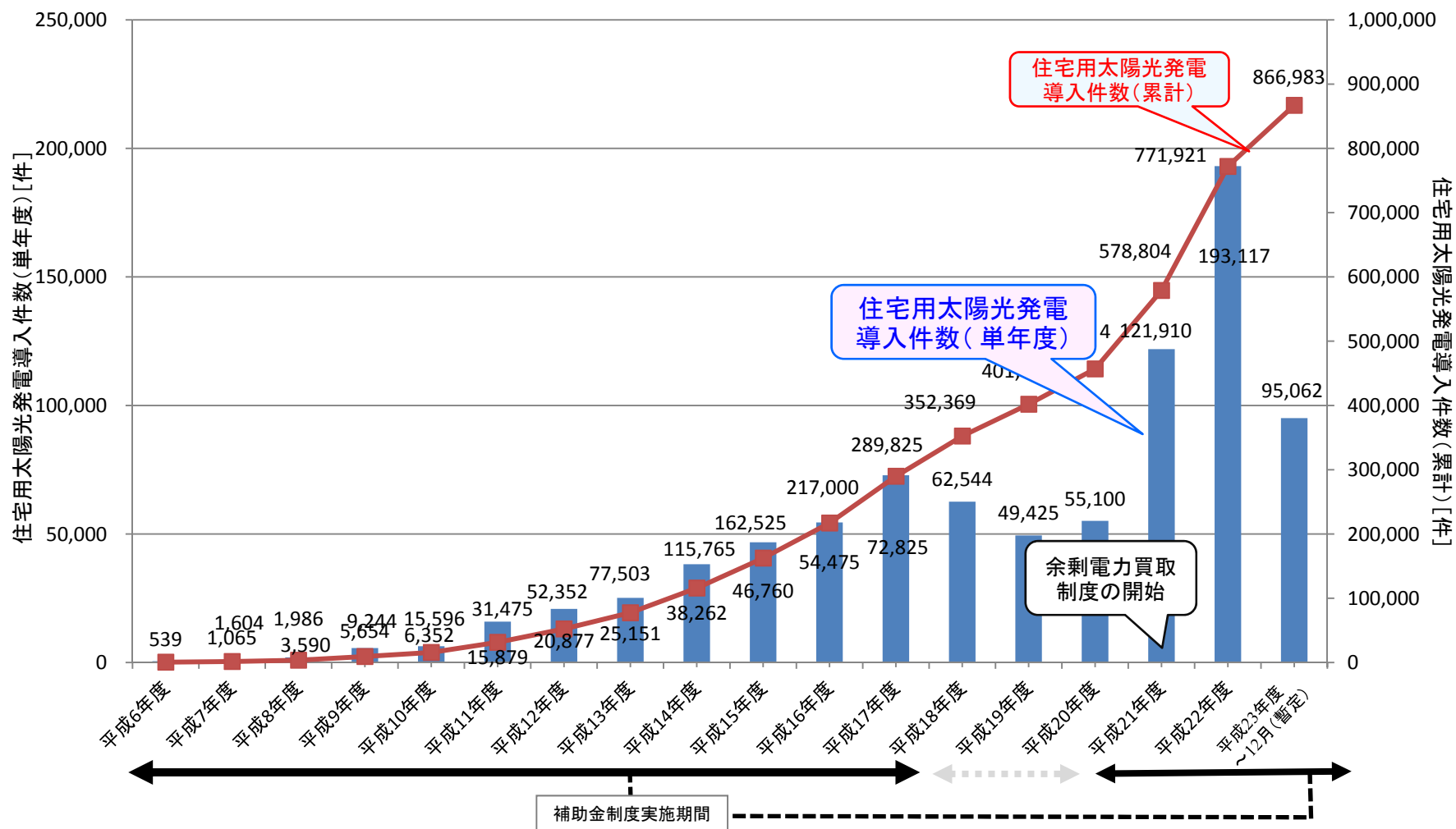


# 住宅用太陽光発電の普及状況について

■ 我が国の太陽光発電の累積導入件数は現在で約90万件程度。

(※我が国の一戸建て戸数は全部で約2700万戸程度)

■ 補助金(平成21年1月)及び余剰買取制度を導入(平成21年11月)以降、住宅用太陽光の導入量は急速に拡大。



出典(財)新エネルギー財団、(社)太陽光発電協会等のデータに基づき資源エネルギー庁作成

# 住宅用太陽光発電システムに係る消費者保護の取組について

平成21年10月9日、経済産業省は一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）に対し、「住宅用太陽光発電設備の販売・施工にかかる注意喚起について」を発出。法令遵守に向けた研修会の実施や、消費者相談窓口の設置を要請。

## ○業界の対応について

### 1. 相談窓口の設置

協会は、平成21年12月14日に「太陽光発電協会消費者相談センター」を設置。太陽光発電システムに関する各種相談に応じている。

### 2. 注意喚起の実施と法令遵守の徹底の要請

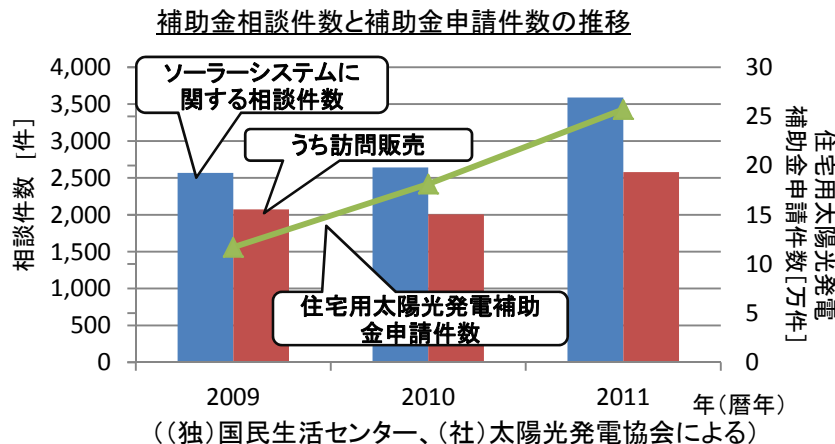
協会は会員（104企業・団体）に対し悪質商法に関する注意喚起と、法令遵守を内容とする研修会の実施を要請した。研修会については、大手モジュールメーカーを中心に自社社員や販売店に対して複数回を実施した。なお研修会は、各社の販売店の営業会議などと合わせて定期的・継続的に実施されている。（概ね年2回以上）

また、国の補助金を取り扱っているJPEC（太陽光普及拡大センター）においても、補助金説明会時に販売店や消費者に向けて、重ねて注意喚起や法令遵守を求めている。（平成23年度は全国29ヶ所で説明会を実施。）

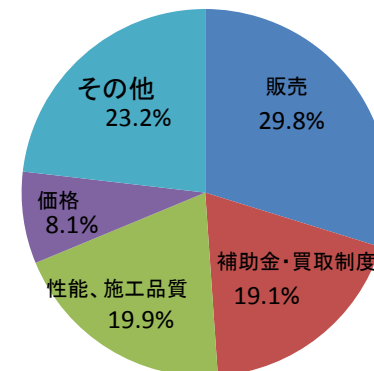
## ○消費者からの相談の状況

（独）国民生活センターによると、ソーラーシステムシステムに関する相談件数は、2010年（平成22年）は前年比ほぼ横ばいだったものの、2011年（平成23年）は住宅用太陽光発電システムの導入拡大の増加に伴い増加している。※2011年（平成23年）における、電話相談件数は前年比1.36倍（うち訪問販売に関するものは前年比1.29倍）、住宅太陽光発電補助金申請件数は前年比1.42倍。

また、（社）太陽光発電協会（太陽光発電消費者相談センター）によると、寄せられた相談のうち、販売に関わる相談が最も多く、全体の3割程度を占めている。加えて、補助金や買取制度等の導入支援制度や製品の性能、施行品質に関する相談も多い。



太陽光発電協会（太陽光発電消費者相談センター）に寄せられた電話相談の状況



○下記の通り、各メディアや説明会等を通じて制度についての周知を図っている。

1. 全国型広報(新聞広告、インターネット等)

・新聞

2012年1月31日～2月2日にかけて、全国紙・地方紙すべてを使い、カラー広告を実施。  
また、都度最新の状況を知らせるため、全国紙3紙では平成23年10月～平成24年2月にかけては、突きだし広告を実施。

・ポータルサイト(なっとく再生可能エネルギー)

補助金(検索機能あり)や買取制度をはじめとする導入支援制度や、再生可能エネルギーに関する各種情報を掲載し、随時更新を行っている。

Yahoo等の国内主要ポータルサイトへのバナー広告も実施。

2. 地域型広報(説明会、テレビ等)

・10/14(金)から2/10(金)まで、全国35箇所で開催説明イベントを実施。延べ合計参加人数は、4,000名程度。

説明イベントの形式は、従来型の制度説明会のほか、主婦セミナー(東京、大阪)や、全国各地のイオンにて休日に体験型説明会を開催。

・各地域の制度説明会と連動する形で、地域の再生可能エネルギーを取り上げたテレビ番組を制作・放送。(8地区、地上波60分番組)

・制度告知ポスター、パンフレットを制作し、全国すべての自治体へ掲示・頒布を依頼。

また、制度告知の統一マークを制作し各自治体発行の広報誌への掲載も要請。

3. 相談窓口の設置

7月1日より開始する再生可能エネルギーの固定価格買取制度に先立ち、平成24年2月27日よりコールセンターを設置し問い合わせ体制を強化。



ポータルサイト(なっとく再生可能エネルギー)



制度告知ポスター



制度告知の統一マーク



全国各地での説明会



## ○今後の課題

○電話相談の傾向を踏まえ、今後下記の取組が必要。

1. 悪質な業者の排除
2. 品質の向上
3. 制度の周知

### 1. 悪質な業者の排除

太陽光発電システムに関する相談のうち訪問販売にかかる相談が最も多く、売電収入について過剰な説明や長時間にわたる勧誘等に加え、東日本大震災後以降は電力需給逼迫への懸念等を背景に、太陽光発電システムの設置を急がせようとする等の訪問勧誘の事例も見られる。

これらの課題に対し、現在設置されている相談窓口を引き続き活用するとともに、業界に対して継続的な注意喚起と法令順守の徹底行い、悪質な業者を排除していく必要がある。

### 2. 品質の向上

太陽光発電システムは住宅の屋根に設置施工されるため、消費者からは雨漏りや施工不良に関する相談も見られる。施工品質のトラブルについては、引き続き相談窓口を活用していくこととなるが、施工品質そのものを向上させていくことも重要である。

当省では業界や有識者による「ソーラー住宅の普及に係る架台検討委員会」(平成21年度～22年度)を主催し、「住宅用太陽光発電システム設計・施工ガイドライン」を取りまとめた。これをもとに、現在一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)が一般住宅等への太陽光発電の設置・保守に関して一定水準以上の知識、技能を有した者を認定する「PV施工士認定制度」の実施を検討中であり、これらの取り組みを協会と連携し推進していく。

### 3. 制度の周知

消費者からは、買取制度や補助金等の政府の導入支援制度に対する相談も多く、消費者が容易に情報を入手できるように情報提供していくことが重要である。今後、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されることもあり、経済産業省としても各メディア(新聞、ホームページなど)や説明会等を通じ、消費者が容易に情報を入手できるよう広報活動を実施していく。